

令和 8 年度鴨川市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 257,084 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,463,084 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 9 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		4,555,301	0	4,555,301
	3 軽自動車税	122,141	0	122,141
14 使用料及び手数料		678,983	2,328	681,311
	1 使用料	409,040	2,328	411,368
15 国庫支出金		2,515,902	62,773	2,578,675
	1 国庫負担金	1,407,871	30,528	1,438,399
	2 国庫補助金	1,097,242	32,245	1,129,487
16 県支出金		1,143,598	12,825	1,156,423
	2 県補助金	418,160	12,825	430,985
19 繰入金		1,168,969	134,735	1,303,704
	2 基金繰入金	1,168,969	134,735	1,303,704
21 諸収入		257,242	21,023	278,265
	4 雑入	142,393	21,023	163,416
22 市債		613,884	23,400	637,284
	1 市債	613,884	23,400	637,284
歳入合計		18,206,000	257,084	18,463,084

## 2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		175,834	47,740	223,574
	1 議会費	175,834	47,740	223,574
2 総務費		3,480,387	133,265	3,613,652
	1 総務管理費	3,026,579	133,265	3,159,844
3 民生費		6,324,100	54,812	6,378,912
	2 児童福祉費	2,426,664	9,655	2,436,319
	3 生活保護費	594,621	45,157	639,778
6 農林水産業費		557,361	16,162	573,523
	1 農業費	425,431	10,540	435,971
	2 林業費	76,791	5,551	82,342
	3 水産業費	55,139	71	55,210
7 商工費		310,468	2,660	313,128
	1 商工費	310,468	2,660	313,128
10 教育費		1,770,724	2,445	1,773,169
	5 社会教育費	228,823	2,445	231,268
歳 出 合 計		18,206,000	257,084	18,463,084

## 第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太海フラワー磯釣センター除却事業（1期工事）	自 令和8年度 至 令和9年度	107,098

第3表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
議場放送設備等改修事業	21,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
計	21,400			

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹水利施設整備事業	10,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	12,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	10,100				12,100			